

第5章 多文化共生社会の構築に向けた施策の方向性

基本目標1. 暮らしやすいまちづくり

多言語による行政情報などの提供や日本語を学ぶ機会の拡充、公共施設を中心とした多言語表示の整備を進めます。また、行政機関や国際交流センターなどにおいて多言語による相談を行い、保健・医療・福祉・就労などさまざまな生活面の支援を充実させ、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりをめざします。

【施策の展開方針】

1. やさしい日本語や多言語による生活全般の情報提供を充実する
2. 外国人市民の相談支援を充実する
3. 外国人市民のニーズに合わせて日本語学習を支援する
4. 就労・入居の課題解消に向けて情報の提供や啓発などの支援を行う

1-1 多言語等による情報提供の充実

外国人市民にとって必要な情報が入手できるよう、さまざまな媒体や手段を活用しながら、やさしい日本語や多言語による情報提供に努めるとともに、提供する内容の充実を図ります。

また、公共施設など、多くの市民が利用する場所については、案内表示の多言語表示や、やさしい日本語、絵文字などによる表示の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|---------------------------|---|-------------------|
| 災害多言語支援センターの設置 | 災害時に外国人市民への支援拠点としての災害多言語支援センターを設置し、行政機関などが発信する災害情報を多言語に翻訳して発信していくとともに、避難所・地域などの外国人市民の状況やニーズを把握し、必要な情報や人材などを提供します。 | 文化国際課 国際交流センター |
| 外国人市民が集まる施設・団体などと連携した情報提供 | 外国人市民が集まる商業施設やコミュニティなどと連携しながら、外国人市民に向けた確実な情報提供に努めます。 | 文化国際課 |
| 多言語による各種相談窓口の案内 | 外国人市民の日常生活をサポートしていくため、市が実施する外国人市民向けの相談窓口などについて案内する多言語リーフレットを作成・配布します。 | 文化国際課 |

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|---------------------------------|---|----------------|
| 多言語による市政情報誌（多言語情報誌）の発行 | 多言語による情報誌の作成・発行を行い、市政情報や地域における市民交流イベントなどの情報を提供し、地域コミュニティの育成と地域住民との交流を支援します。 | 文化国際課 |
| 多言語によるホームページでの情報提供 | 市ホームページ上で行政情報の一部（生活をするうえで必要となる基本情報）を多言語に翻訳して掲載し、多言語による情報発信に努めます。 | 市政情報課 |
| 多言語によるやおこコミュニティ放送（FM ちゃお）での情報提供 | やおこコミュニティ放送（FM ちゃお）での外国人市民向けの情報発信のあり方について検討します。 | 市政情報課 文化国際課 |
| 多言語による行政手続きの案内冊子の作成 | 各種行政手続きの案内などを掲載した「暮らしのガイドブック」の多言語版を作成し、窓口で配架します。 | 市民ふれあい課 |
| 多言語による事業案内の作成 | 安中人権コミュニティセンター事業案内の多言語版を地域施設に配布し、事業をPRします。 | 安中人権コミュニティセンター |
| 多言語による低学年育成事業の案内及び地域情報誌の発行 | 低学年育成教室（パレットクラブ）参加児童の保護者向け案内文書の多言語版の発行と、高美中学校区地域教育協議会のきらら子どもセンター地域情報誌『ハローきらら』の多言語版を発行します。 | 安中青少年会館 |
| 多言語によるごみの出し方ハンドブック等の作成 | 外国人市民向けに、ごみの出し方についての理解を得られるよう、イラストや英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語を用いたハンドブック等を窓口で配架します。 | 資源循環課 |
| 多言語による水道使用案内チラシの作成 | 水道の使用方法などについて、外国人市民が理解しやすいよう、イラストを用いた、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語の説明チラシを窓口で配架します。 | 水道局 経営総務課 |
| 多言語による学校における保健管理のための調査票の作成 | 学校における健康診断に伴う健康調査などのため、調査票の外国語による翻訳文を作成し、児童・生徒の健康状態の把握や保健活動の理解を深めます。 | 学務給食課 |
| 多言語による就学援助案内文書の作成 | 就学援助制度の周知徹底を図るため、外国語版の就学援助制度のお知らせ（英語・中国語・ベトナム語）を作成します。 | 学務給食課 |

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------------|--|---------------|
| 庁舎の各種案内表示の充実 | 庁舎の各種案内表示（サイン）について、より一層来庁者にとってわかりやすく、親しみやすい市役所をめざし、多言語及び絵文字標記等を充実します。 | 総務課 |
| 市立病院の各種案内表示の充実 | 病院内の各種案内表示（サイン）について、来院者にとってわかりやすいように、多言語及び絵文字標記を充実します。 | 市立病院 企画運営課 |
| 文化財施設展示案内の多言語表示 | 文化財施設の展示において土器や埴輪などの展示資料の名称、解説を日本語と併記して、英語を表記します。 | 文化財課 |
| 外国語書籍・資料の充実 | 児童書を中心とする外国語書籍、英語雑誌やベトナム語雑誌の館内閲覧・貸出、英字新聞の館内閲覧を実施するとともに、さらなる外国語資料の充実を図ります。 | 八尾図書館 |
| 自立支援通訳などの派遣 | 永住帰国した中国残留邦人などとその親族などに対し、必要に応じて通訳者を派遣し、公共機関などのサービス利用時などにおける意思疎通のサポートや日常生活におけるさまざまな助言などを行います。 | 生活福祉課 |
| 多文化共生推進研修の実施 | 多文化共生社会に対する職員の意識を高め、外国人市民に配慮した行政サービスの充実を図るための研修を行います。 | 文化国際課 |

1-2 多言語による相談支援

地域での生活全般についての相談窓口の開設や市役所における通訳相談員の配置などを引き続き行うとともに、相談しやすい環境の整備に努めます。また、市や関係機関が実施する各種相談窓口の周知を図ります。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------|--|----------|
| 外国人市民相談 | 中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語による通訳・相談に対応する相談員を地域に配置し、生活全般についての相談・通訳業務を行います。 | 文化国際課 |
| 相談支援及び翻訳・通訳による支援 | 外国人市民が安心して生活できるよう必要に応じて通訳などを介しながら、相談支援を行います。また、府や市の行政などからの依頼により各種手続き案内などの翻訳・通訳業務を行います。 | 国際交流センター |

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|---------|
| ベトナム難民相談窓口事業への協力 | (公財) アジア福祉教育財団難民事業本部が実施するベトナム難民定住者の生活に関連する行政相談事業への協力により、市役所で毎月2日間、ベトナム人向けの相談を行います。 | 市民ふれあい課 |
| 中国残留邦人など支援相談員の配置 | 永住帰国した中国残留邦人とその家族の中で生活保護受給者を対象に、生活支援給付制度に移行するため、相談員の配置により、手続きなどの相談業務、窓口通訳や訪問による支援を行います。 | 生活福祉課 |
| 庁内通訳者の配置 | 市役所総合案内室に中国語・ベトナム語に対応する通訳者を配置し、行政の手続きに関する通訳や簡易な生活相談を行います。 | 市民ふれあい課 |
| 多言語による各種相談窓口の案内 【再掲】 | 外国人市民の日常生活をサポートしていくため、市が実施する外国人市民向けの相談窓口などについて案内する多言語リーフレットを作成・配布します。 | 文化国際課 |

1-3 日本語学習の支援

日本語学習の支援として、市民団体等の活動を支援しながら、外国人市民の生活環境やニーズに合った日本語学習の機会を提供します。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------|--|---------------|
| 識字・日本語学級の実施 | 「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対し、継続的な学習の機会を提供します。 | 生涯学習 スポーツ課 |
| 身近な地域での日本語教育への支援 | 中国残留邦人などとその家族などが、身近な地域で、日本語教室などを活用して日本語を学習する機会を提供します。 | 生活福祉課 |
| 日本語交流の実施 | 日本語学習の機会を提供するとともに、日本語での交流を通して外国人市民と支援ボランティアの双方が異文化理解を深める機会を設けます。 | 国際交流センター |

1-4 就労・入居に関する支援

外国人市民に対する事業者の理解は、言葉や文化の違いなどにより、なかなか進んでいない状況があることから、市内事業者に向けて今後も継続的な啓発を行います。また、外国人市民の就労における課題解決に向けて、関係機関との連携に努めます。

入居における差別の解消などに対しては、家主や市民に対して啓発するとともに、府や関係機関と連携しながら、制度の周知・普及を図ります。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|--------------------|--|---------------|
| 就労・生活相談 | 市内6ヶ所の相談拠点に相談員を配置し、就労相談及び就労につながる生活上の課題解決に向けた支援を行います。 | 産業政策課 |
| 地域就労支援事業の実施 | 地域就労支援コーディネーターによる就労相談、パソコン講座や就職支援セミナーなどの職業能力開発事業の実施、雇用創出事業として合同就職面接会の開催など、さまざまな支援を行うことで、働く意欲がありながらさまざまな理由により就労が実現できない就労困難者等（障がい者、母子家庭の親、中高年齢者、外国人市民等）の就労の実現をめざします。 | 産業政策課 |
| 無料職業紹介事業の実施 | 既存の就労相談・支援事業の支援を受けつつもハローワーク等では就労が実現できない就労困難者等に対して、市が職業紹介を行い、よりきめ細やかなマッチングを図ります。 | 産業政策課 |
| 八尾市パーソナル・サポート事業の実施 | コミュニケーション能力に課題がある要支援者や、日本語による会話が困難な外国人市民に対して、コミュニケーション能力を培うための社会的居場所（わかごぼう）を提供します。 | 産業政策課 |
| 職業相談 | 雇用・就労及び労働問題など、地域就労支援センターや八尾市ワークサポートセンターと連携した職業相談を実施します。 | 桂人権コミュニティセンター |
| 市内事業所に対する意識啓発 | 八尾市内労働事情調査や企業啓発冊子（労働情報やお）への掲載などを通じて、外国人市民の雇用に関する市内事業所の理解を深めます。 | 産業政策課 |

| 取り組み | 内 容 | 担当課 |
|---|---|-------|
| 企業における人権意識の高揚 | 市内事業所へ人権意識の啓発をすることにより、人権問題に関する幅広い理解を促進し、事業所内における人権問題の解決と差別の無い企業活動をめざします。 | 産業政策課 |
| サービス付き高齢者向け住宅の閲覧・情報提供 | 高齢者の円滑な入居を支援するため、日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の閲覧・情報提供を行います。 | 都市政策課 |
| 民間賃貸住宅における入居差別の解消 (大阪あんしん賃貸支援事業の普及・促進) | 民間の賃貸住宅に入居を希望する外国人世帯及び子育て世帯などの円滑な入居を支援するため、入居を受け入れる民間賃貸住宅や支援団体などの情報の周知を図ります。 | 都市政策課 |

基本目標2. 安全・安心に暮らせるまちづくり

保健・医療・福祉などの制度について、多言語翻訳や通訳を介した情報提供を行うとともに、必要な人が必要な支援やサービスを利用することができるよう、相談支援の充実に努めます。

災害時への対応については、避難場所や避難方法など、多言語での情報提供を進めるとともに、身近な地域で住民どうしが助け合い・支え合いができるよう、地域で日ごろから顔の見える関係を築き、安全・安心に暮らせるまちづくりをめざします。

【施策の展開方針】

1. 地域のコミュニティなどの活動と連携した防災訓練の取り組みを進めるとともに、災害時の支援体制を整備する
2. 高齢者等に対応するため、福祉制度の周知と制度の充実に向けた取り組みを行う
3. 保健・医療分野について多言語による支援を強化する

2-1 防災及び災害時への対策

避難場所をはじめとする災害時の対応を周知するため、地域住民の活動と連携して、多言語による防災情報の提供や防災訓練への参加を促進します。

また、災害時の対応策として、多言語支援を中心とした災害時の情報伝達や相談体制を整備します。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 災害多言語支援センターの設置 【再掲】 | 災害時に外国人市民への支援拠点としての災害多言語支援センターを設置し、行政機関などが発信する災害情報を多言語に翻訳して発信していくとともに、避難所・地域などの外国人市民の状況やニーズを把握し、必要な情報や人材などを提供します。 | 文化国際課 国際交流センター |
| 災害時における支援者の育成 | 国際交流センターのネットワークを生かして、関係機関や市民と連携して、災害時において外国人市民の支援を行うことができる市民を育成します。 | 文化国際課 国際交流センター |
| 防災訓練への外国人市民の参画促進 | 防災訓練や避難所開設訓練などの情報を、外国人市民に提供し、訓練などへの参加を促進します。 | 地域安全課 文化国際課 国際交流センター |

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------------|--|----------------|
| 多言語による防災情報の提供 | 災害時への備えや災害時の情報伝達等に関する理解が得られるよう、防災情報を多言語で併記した冊子や防災マップ等を作成・配布します。 | 地域安全課 |
| 多言語による火災予防などの広報 | 火災予防の啓発と火災・救急などの通報要領及び救急応急処置について、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語の5言語で記載したリーフレットを、防災訓練や防火展などの機会を活用して配布します。 | 消防本部予防課 消防署 |

2-2 安心して暮らせる福祉の充実

外国人市民の高齢者や障がい者が、必要なサービスを利用できるよう福祉サービスの制度を周知するとともに、コミュニケーションサポート制度などを活用し、必要なサービスへとつなげるよう支援します。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|--------------------|--|----------------|
| コミュニケーションサポーターの派遣 | 介護保険制度における要介護認定調査や介護サービス計画（ケアプラン）作成などを支援するために、コミュニケーションサポーターを派遣します。 | 介護保険課 |
| 外国人市民高齢者の福祉サービスの充実 | 外国人市民高齢者に配慮した介護施設及び住み慣れた地域における福祉サービスの充実に向けて、研修などの取り組みを行います。 | 高齢福祉課 介護保険課 |
| 在日外国人高齢者福祉金の支給 | 国民年金法において老齢年金などの支給対象外の在日外国人に対し、在日外国人高齢者福祉金を支給することにより、在日外国人高齢者の福祉の増進を図ります。 | 高齢福祉課 |
| 重度心身障がい者特別給付金の支給 | 国民年金法において障害基礎年金等を受給できない外国籍の障がい者に対し特別給付金を支給し、障がい者の福祉向上を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 地域における中国残留邦人などへの支援 | 永住帰国した中国残留邦人などとその親族が地域においてお互いに支え合い安心して生活ができる環境をつくるため、高齢者交流事業や地域での交流事業への参加を支援します。 | 生活福祉課 |

2-3 保健・医療に関する支援

外国との制度の違いにより、保健・医療制度は外国人市民にとって理解が難しい場合が多いため、多言語による情報提供により、制度や事業の周知を図ります。特に、子育てに関して、育児や適切な食生活などにおける必要な知識については、乳幼児健診などの機会を通じて、外国人市民へのわかりやすい情報提供に努めます。

また、外国人市民が安心して医療を受けることができるよう、医療関係者と外国人市民のコミュニケーションのサポートを行います。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|--------------|
| 医療機関におけるコミュニケーションのサポート | 外国人市民が安心して医療を受けることができるようにするために、外国人市民相談事業の中で、医療関係者と外国人市民のコミュニケーションをサポートします。 | 文化国際課 |
| 多言語による母子健康手帳の交付 | 多言語による母子健康手帳をはじめ、健診関係書類、指導リーフレットなどを適宜配布します。 | 保健推進課 |
| 多言語による子ども医療及びひとり親家庭医療費助成制度説明文書の作成 | 対象者の病気や負傷により、医療保険で治療を受ける場合の費用の一部を助成する制度の説明文書の多言語版を作成します。 | こども政策課 |
| 外国人市民の救急対応 | 日本語によるコミュニケーションがとれない外国人市民の救急対応時に傷病の状態を把握するため、外国人傷病者観察票や自動音声通訳機などの活用を図ります。 | 消防署 (救急係) |

基本目標3. 子どもの育ちを支えるまちづくり

子どもの健やかな成長を支えるため、制度や事業の情報を多言語により提供するとともに、必要な支援やサービスにつなぐ体制の充実に努めます。

また、八尾市の子どもたちが国籍にかかわらず、互いを認め合い、尊重しながら成長できるように、国際理解教育を推進するとともに、安心して教育を受けることができるよう、言語や学習などの支援体制を整備し、子どもの育ちを支えるまちづくりをめざします。

【施策の展開方針】

1. 学校における国際理解教育の推進をはじめ、多言語支援やアイデンティティの確立に向けた支援など、子どもの学びをサポートする
2. 子育て・教育に関する情報の周知を図る

3-1 子どもへの教育支援

日本語指導を必要とする児童・生徒に対して、学校における日本語指導・学習指導・適応指導を充実するため、加配教員の活用や日本語指導補助員等の確保、通訳派遣の拡充に努めるとともに、多言語による進路ガイダンスを実施し、進路指導体制を充実します。

また、学校外においても、子どもが多言語で交流できる居場所を提供します。

学校教育においては、人権尊重の観点から、外国にルーツを持つ児童・生徒が本名を使用できる環境づくりを進めるとともに、母語や母国の文化に触れる機会を提供し、アイデンティティの確立につなげ、子どもたちの自尊感情を高める教育をめざします。また、人権尊重の教育を推進し、国際理解教育の研究や実践の一層の充実に努め、児童・生徒が諸外国の異なる文化への理解を深め、地域に暮らす日本人と外国人がともに異文化コミュニケーション力を高めていくなどの多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------------|--|-------|
| 教員の加配制度を活用した日本語指導体制の充実 | 帰国・外国人児童生徒の学校教育への円滑な適応を推進するため、教員の加配制度を活用して日本語指導や適応指導の体制の充実に努めます。 | 人権教育課 |
| 帰国・外国人児童生徒などの受入支援 | 帰国・外国人児童生徒などの日本語の習得や学習の補助、学校生活への適応を図るために通訳を派遣します。 | 人権教育課 |
| 自立支援通訳の学校への派遣 | 小学校及び中学校に在籍する中国帰国児童生徒との学期末懇談会及び進路相談に通訳を派遣します。 (大阪府事業) | 人権教育課 |

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------------|---|---------------|
| 進路指導体制の充実 | 関係機関や団体とも連携しながら、子どもにとって不利益がないよう、生徒とその保護者に対して進路ガイダンスを多言語で実施するとともに、適切な情報提供を行うなど、進路指導体制の充実を図ります。 | 指導課 人権教育課 |
| 国際理解教育の充実 | 外国にルーツを持つ児童・生徒のアイデンティティの確立に向けて、民族クラブへの支援を行うとともに、学校への国際理解教育プログラムの紹介や研修実施等により、すべての児童・生徒の国際理解教育の充実を図ります。 | 人権教育課 |
| 人権教育研究への支援 | 八尾市在日外国人教育研究会などとの連携により、国際理解教育を深化・充実させるための研究・実践を進めます。 | 人権教育課 |
| 国際理解教育の推進 | 外国にルーツを持つ子どもたちを主な対象に、国際理解教育事業を実施するとともに、市内の外国人どうし及び日本人との相互理解を深めるための交流事業を行います。 | 生涯学習 スポーツ課 |
| 英語教育の推進 | 小、中学校において、国際社会を生きる基礎となる外国語活動を推進します。 | 指導課 |
| 国際教育プログラムの実施 | 「国際教育」に関する相談や、国際理解教育でのゲストスピーカーの紹介、異文化理解のためのワークショップなどを行います。また、教員や国際交流団体などと連携し、経験や資料などの共有化を図ります。 | 国際交流センター |
| 子どもの居場所づくり | 外国にルーツを持つ子どもたちの学校生活などでの不安を軽減するため、学校の宿題などの学習サポートや参加者どうしが交流できる居場所を提供します。 | 国際交流センター |
| 多言語スピーチコンテストの実施 | 次世代を担う青少年の語学力を養うとともに、国際感覚豊かな人材の育成につなげ、また子どものアイデンティティを尊重するため、多言語によるスピーチコンテストを実施します。 | 国際交流センター |
| ワールド講座の実施 | 人とのつながりやコミュニケーションの大切さを学ぶことを促すため、自分のアイデンティティを大切にしながら、世界各国・各地との関係や異文化を知ってもらうプログラムを提供します。 | 国際交流センター |

3-2 子育て・教育に関する支援

日本語の力がまだ十分でない、子育て中の外国人市民の保護者に対し、子育て相談など必要なサービスや支援が受けられるよう、情報の多言語化や通訳対応により、確実な情報提供を図ります。

多言語による「保育所（園）あんない」「子育てお・う・え・んBOOK」「多文化共生保育のための対話支援カード」などのツールを活用しながら、子育て支援の充実を図ります。

また、学校からの保護者向け連絡文書の多言語化に取り組み、進路ガイダンスを多言語で実施し進路指導体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------------------|---|--------------|
| 保育所への外国語通訳の派遣 | 児童及び保護者の保育所入所時、面接、家庭訪問、日常保育対応において意思の疎通を図るために通訳を派遣します。 | 保育課 |
| 自立支援通訳の学校への派遣 【再掲】 | 小学校及び中学校に在籍する中国帰国児童生徒との学期末懇談会及び進路相談に通訳を派遣します。 (大阪府事業) | 人権教育課 |
| 保育所での対話支援カードの活用 | 外国語を話す保護者と保育所職員との意思疎通を図るために、対話支援カードを活用します。 | 保育課 |
| 多言語による「保育所（園）あんない」の作成 | 「保育所（園）あんない」を中国語、ベトナム語で作成します。 | 保育課 |
| 多言語による「子育てお・う・え・んBOOK」概要版の作成 | 「子育てお・う・え・んBOOK」(妊婦・出産から就学児を持つ家庭への情報誌)の概要版を中国語、ベトナム語で作成し、希望者に配布します。 | 保育課 |
| 多言語による学校連絡文書の作成 | 帰国及び外国人児童・生徒の保護者向けに、各学校において必要に応じて多言語による連絡文書の作成を行います。 | 人権教育課 |
| 進路指導体制の充実 【再掲】 | 関係機関や団体とも連携しながら、子どもにとって不利益がないよう、生徒とその保護者に対して進路ガイダンスを多言語で実施するとともに、適切な情報提供を行うなど、進路指導体制の充実を図ります。 | 指導課 人権教育課 |
| 保護者へのサポート | 保護者に対して、学校等からの連絡などをやさしい日本語や必要な言語で説明しサポートします。 | 国際交流センター |

基本目標4. 多様性を認め合い、参加できるまちづくり

地域とともに暮らす住民として、互いの文化や生活習慣の違いを認め合い、理解を深め、互いを尊重することができるよう、人権意識の啓発や交流機会の充実に努めます。

また、外国人市民が地域社会の一員として、市政やまちづくりに参加・参画し、その能力を発揮できるよう、八尾市外国人市民会議や各種審議会、校区まちづくり協議会などへの参加を促進し、多様性を認め合い、参加できるまちづくりをめざします。

【施策の展開方針】

1. 地域住民の相互理解を深める人材を育成し人権啓発の取り組みを推進する
2. 地域に暮らす外国人市民と日本人市民の交流の機会を広げる
3. 行政職員や教職員を対象に研修を行う
4. 国際交流センターを中心として、NPO などの支援団体と連携して事業を推進する
5. 外国人市民の市政参画機会の拡充を図る

4-1 人権啓発活動の推進

就労や入居をはじめとした生活のさまざまな場面における外国人市民に対する偏見をなくすため、同じ地域に住む住民であることへの理解を深めていくよう、今後も人権啓発を充実します。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|--------------------------|--|----------------|
| 市政だより、FM ちゃお、ホームページによる啓発 | 人権に関する問題について、市政だより・FM ちゃお・ホームページを活用して人権尊重の理念を普及し、市民啓発を行います。 | 人権政策課 |
| 人権啓発セミナーの開催 | 外国人を含め、あらゆる差別のない明るいまちづくりを推進するため、広く人権問題全般にわたる情報を提供していく講座などを開催します。 | 人権政策課 |
| 人権週間における啓発事業の実施 | 人権擁護委員、市民団体及び関係課と連携を図りながら、人権週間の啓発事業を行います。 | 人権政策課 |
| 「ひゅーまんフェスタ」の開催 | すべての人権が尊重されるまちづくりの一環として、八尾市、八尾市教育委員会、世界人権宣言八尾市実行委員会の共催で人権の大切さを考える催しとして開催します。 | 人権政策課 |
| 人権啓発講座の開催 | 各種講座や啓発事業の開催を通じて、外国人の人権に対する理解を深めます。 | 安中人権コミュニティセンター |

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|-------|
| 企業における人権意識の高揚 【再掲】 | 市内事業所へ人権意識の啓発をすることにより、人権問題に関する幅広い理解を促進し、事業所内における人権問題の解決と差別の無い企業活動をめざします。 | 産業政策課 |
| 八尾市人権啓発推進協議会との連携 | 市内の各種団体及び全地区の福祉委員会で組織されている八尾市人権啓発推進協議会を通じて、市民に身近なところで人権意識を浸透させ、差別のない明るいまちづくりを進めます。 | 人権政策課 |
| 世界人権宣言八尾市実行委員会との連携 | 世界人権宣言八尾市実行委員会に対し、八尾市における人権教育・啓発の推進への協力の働きかけを行います。ホームページの掲載をはじめ、「ちいき・人権・World」を加入団体及び個人会員に配布することによる情報提供を行います。 | 人権政策課 |

4-2 交流機会の充実と多文化共生意識の向上

地域の多文化共生を進めるため、地域住民の相互理解につなげるために外国人市民と日本人市民の交流の機会を広げます。そのため、コミュニティ活動支援事業として、外国人市民の町会への加入促進に努めるとともに、地域住民の自主的な交流活動が円滑に行われるような環境づくりを進めます。

また、市民一人ひとりが豊かな国際感覚を育み、地域における異文化理解につなげていくため、姉妹友好都市をはじめとしたさまざまな国との国際交流事業を通じて、国際親善の意識高揚を図るとともに、身近な地域における異なる文化や歴史を持つ人たちとの交流を支援し、地域の多文化共生につなげます。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 国際交流・国際理解の促進 | 個々の国籍、民族、文化を尊重しつつ、その違いを豊かさにしていく環境づくりを促進するため、地域で行われる国際交流イベントなどへの後援や開催情報の提供を行い、外国人市民を含めた多くの市民の参加を促します。 | 文化国際課 |

| 取り組み | 内 容 | 担当課 |
|----------------------|---|-------------------|
| 姉妹・友好都市との交流 | 国際理解、国際親善を深めるため、姉妹都市アメリカ合衆国ベルビュー市及び友好都市中華人民共和国上海市嘉定区などとの各種交流事業を実施します。 | 文化国際課 |
| 在住外国人と市民との交流促進 | 市内在住・滞在の外国人と市民が親しく交流できる場を提供し、交流を図ります。 | 国際交流センター |
| 町会への加入促進 | 地域コミュニティの基礎となる町会への加入の促進を図り、自主的な交流活動が円滑に行われる環境づくりを進めます。 | 市民ふれあい課 |
| 市民活動の支援 | 市民活動支援を行う NPO との連携や、各地域で活動する団体とのつながりづくりといった、中間支援組織としての機能を担う八尾市市民活動支援ネットワークセンターの運営を行い、市民活動支援の拠点として、多様な市民団体の活動の促進を図ります。 | 市民ふれあい課 |
| 市内国際交流団体に対する支援及び協力 | 多文化共生社会を推進するため、他団体の行う事業に参加し、連携を図るとともに、市民や団体などの自主的な活動を支援する。 | 国際交流センター |
| 留学生への支援 | 地域で活動できるプログラムを提供し、留学生活が充実できるようサポートします。 | 国際交流センター |
| 中国語講座の実施 | 初級中国語講座を実施します。 | 桂人権コミュニティセンター |
| 多文化共生の理解を促進する講座の実施 | 多文化共生の理解を深めるために、簡単な会話や生活文化を体験できる講座などを実施し、多文化共生社会の地域づくりを推進します。 | 安中人権コミュニティセンター |
| 国際理解にかかわる教室・講座、活動の実施 | 教室・講座、活動を通じて、地域の異なった文化や遊びに触れることにより、国際理解を深めます。 | 桂青少年会館 安中青少年会館 |
| 国際理解セミナーの開催 | 異文化理解、多文化共生社会にかかわるテーマで、学習会などを開催します。 | 国際交流センター |
| 各種文化の紹介 | 各国・地域の文化の紹介・体験を通して、異文化理解を深めます。 | 国際交流センター |
| ワールド講座の実施【再掲】 | 人とのつながりやコミュニケーションの大切さを学ぶことを促すため、自分のアイデンティティを大切にしながら、世界各国・各地との関係や異文化を知ってもらうプログラムを提供します。 | 国際交流センター |

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|--------------------|--|----------|
| 国際親善及び海外文化の紹介 | 世界各国・地域の文化交流団との地域交流を促進し、日常生活、文化の継承について見直すきっかけづくりを提供します。 | 国際交流センター |
| 語学教室の実施 | 語学を通じて、その国や地域の文化を知るきっかけづくりを提供し、会話力やコミュニケーション能力の向上をサポートします。 | 国際交流センター |
| 英語教育の推進 【再掲】 | 小、中学校において、国際社会を生きる基礎となる外国語活動を推進します。 | 指導課 |
| 留学生への歴史民俗資料館観覧料の免除 | 留学生に対して日本の文化や歴史などに触れる機会を提供するため、歴史民俗資料館の観覧料を免除します。 | 文化財課 |

4-3 行政職員等への多文化共生推進研修の実施

すべての職員や教職員が多文化共生についての理解を深め、市の取り組みにも生かされるよう、今後も適切なテーマを検討し、研修を行います。

特に、外国人市民に必要な情報が確実に伝わるように、通訳・翻訳による情報の多言語化の拡充について職員の意識改革を進め、各行政窓口におけるサービスの向上に努めます。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------------|---|-------|
| 職員研修の充実と人材育成 | 本市職員に対し、外国人市民の現状について情報を提供し、理解を深めるとともに、ともに暮らす地域社会の一員として、行政サービスをどのように提供していくか業務をふりかえる研修を実施します。 | 人事課 |
| | 海外派遣研修として、国際文化研修所海外研修に職員を派遣し、諸外国の都市行政の実情を調査、研究することにより、国際的視野及び見識を広めます。 | |
| | 姉妹・友好都市との間で職員交流を行うことにより、双方の行政事情を把握し、施策に生かします。 | |
| 人権教育・啓発プラン推進に係る職員研修の実施 | 本市職員に対し、幅広い人権研修を行い、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を持たせ、豊かな人権感覚を養います。 | 人権政策課 |

| 取り組み | 内 容 | 担当課 |
|-----------------------|---|--------------|
| 各所属への人権主担者の設置 | 「八尾市人権教育・啓発プラン」に掲げる「市職員に対する人権教育の取り組み」を効果的に推進するために、各所属に人権主担者を設置し、職員の人権意識の高揚を図るとともに、人権主担者研修を実施し、資質の向上に努めます。 | 人権政策課 |
| 多文化共生推進研修の実施 【再掲】 | 多文化共生社会に対する職員の意識を高め、外国人市民に配慮した行政サービスの充実を図るための研修を行います。 | 文化国際課 |
| 「人権を大切にすることを育てる」保育の推進 | 外国人児童やその保護者の人権を守る保育・多文化共生の保育を推進するため、研修、研究会などを実施します。 | 保育課 |
| 人権教育研修の実施 | 人権教育研修講座及び管理職研修などを通じて、教職員の人権感覚及び人権意識の高揚と指導力の向上を図ります。 | 人権教育課 |
| 人権施策に関する連絡調整 | 「八尾市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権が尊重される社会の実現に向けた施策について、市関係所属の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な推進を図ります。 | 人権政策課 |
| 人権学習教材などの整備 | 学校園における人権教育の充実を図るため、視聴覚教材や研究図書の実践充実を図るとともに、優れた実践プログラムや今日的な課題に対応した学習プログラムを紹介する「人権教育推進のための手引」を作成、配布します。 | 人権教育課 |
| 多言語版小冊子（職員携帯用）の作成と活用 | 水道の使用に伴う諸対応についての簡単な事項を英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語で掲載した小冊子を職員に配布し、外国人市民への対応に活用します。 | 水道局 経営総務課 |

4-4 さまざまな団体との連携

八尾市の国際化・多文化共生施策の推進を担う拠点施設である国際交流センターを中心として、関係機関やNPOなどの団体が連携して、外国人市民への言語支援などの取り組みを進めます。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|--------------------------|---|----------|
| 国際交流センターの支援 | 国際交流センターの運営を支援します。 | 文化国際課 |
| 国際交流センターと大阪経済法科大学との相互協力 | 大阪経済法科大学との相互協力に関する基本協定に基づき、多文化共生に向けた取り組みを一層強化します。 | 国際交流センター |
| ボランティアの募集 | 各種メディアなどを通じて常時募集し、積極的な活動機会の提供に努め、ボランティアと連携した多文化共生に向けた取り組みを図ります。 | 国際交流センター |
| 市民活動の支援 【再掲】 | 市民活動支援を行うNPOとの連携や、各地域で活動する団体とのつながりづくりといった、中間支援組織としての機能を担う八尾市市民活動支援ネットワークセンターの運営を行い、市民活動支援の拠点として、多様な市民団体の活動の促進を図ります。 | 市民ふれあい課 |
| 相談支援及び翻訳・通訳による支援 【再掲】 | 外国人市民が安心して生活できるよう必要に応じて通訳などを介しながら、相談支援を行います。また、府や市の行政などからの依頼により各種手続き案内などの翻訳・通訳業務を行います。 | 国際交流センター |

4-5 外国人市民のまちづくりへの参加促進

外国人市民の文化的多様性が、これからのまちづくりを進めていくうえでの新たな活力となるように、外国人市民主体の活動やNPOなどの支援団体の活動を支援するとともに、外国人市民会議や各種審議会、校区まちづくり協議会などへの参加を促進します。

【具体的な取り組み】

| 取り組み | 内容 | 担当課 |
|--------------------------|---|---------------|
| 八尾市外国人市民会議の設置 | 外国人市民の意見を市政に反映させるために、八尾市外国人市民会議を設置し、多文化共生推進に向けた取り組みについて意見を交わします。 | 文化国際課 |
| 市民対象の各種調査の多言語化 | あらゆる施策に外国人市民のニーズや視点を反映するため、市民対象の調査などの実施にあたっては、翻訳・通訳などの対応に努めます。 | 文化国際課 関係各課 |
| 各種審議会委員などへの参加・参画の促進の働きかけ | 審議会など（附属機関及び協議会など）において、あらゆる施策に外国人市民も含めた市民の意見を反映していけるよう、公募による審議会委員などに外国人市民の参加が促されるように庁内への働きかけを行います。 | 文化国際課 |
| 地域のまちづくりへの外国人市民の参加促進 | 地域のまちづくりへの外国人市民の参加を促進するため、各校区で作成された「わがまち推進計画」を外国人市民へも広く周知し、希望する校区には、計画の翻訳を支援します。 | 市民ふれあい課 |
| 外国人市民のためのセミナーの開催 | 外国人市民のニーズを把握しながら、社会や地域において、多文化共生の担い手となるよう各種学習会を開催します。 | 国際交流センター |
| 市民活動の支援【再掲】 | 市民活動支援を行う NPO との連携や、各地域で活動する団体とのつながりづくりといった、中間支援組織としての機能を担う八尾市市民活動支援ネットワークセンターの運営を行い、市民活動支援の拠点として、多様な市民団体の活動の促進を図ります。 | 市民ふれあい課 |
| 八尾市人権教育・啓発プランの推進 | 「八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）」の推進にあたり、地域で暮らしている当事者をはじめとした市民の参画のもと、協働でその取り組みを進めます。 | 人権政策課 |
| 人権尊重の社会づくり審議会の運営 | 人権尊重の社会づくり条例に基づき設置された本審議会において、本市における人権に関する施策（外国人に関する施策を含む）を総合的に推進するための方策などについて審議し、人権施策の推進に関して検討します。 | 人権政策課 |